

5類感染症への移行後の本校の新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

このことについて、5類感染症への移行を受けて、5月8日から下記のとおり対応していました。本校においては、経過措置として、不安で休ませる場合を出席停止として扱っていましたが、今後は事故欠席（自己都合の欠席）となります。内容を確認の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和5年5月8日からこれまで（経過措置）	これから
【陽性者の出席停止の期間】 ○症状がある場合 <u>発症（0日）後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</u> <u>※発症から10日経過までマスク着用を推奨</u> ○症状がない場合 <u>検体採取日（0日）後、6日目から解除</u> <u>※発症から7日経過までマスク着用を推奨</u>	【陽性者の出席停止の期間】 <変更なし> 【インフルエンザ感染症の場合】 発症（0日）後、5日を経過し、かつ、解熱後2日が経過するまで出席停止。 （例）3日目までに解熱したら6日目から登校可 （例）4日目に解熱したら、7日目から登校可
【濃厚接触者の自宅療養等の対応】 特定及び自宅待機等の要請は行わない。	【濃厚接触者の自宅療養等の対応】 <変更なし> ※心配で休ませる場合は、事故欠席になります。
【感染不安で休ませたい場合への対応】 しばらくの間、「出停扱い」を継続	【感染不安で休ませたい場合への対応】 <u>経過措置を終了します。</u> ※心配で休ませる場合は、事故欠席になります。

なお、感染のリスクが払拭されたわけではないことを踏まえつつ、今後も、下記の感染対策を継続し、アフターコロナの新たな教育活動の充実に努めます。

◆新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、引き続き行う感染症対策

- ・ 児童の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

また、今後 地域や学校において感染が流行した場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- ・ 教室内などの室内でマスクを着用すること

等の措置を一時的に講じることもあります。